

 $\circ$ 

4 調査期間

平成18年4月21日から平成20年3月31日まで

平成18年4月21日(金) 第1735号

毎週火・金曜日発行

	\ <u>_</u>
-	717
$\blacksquare$	/ /
_	//\

		告	示			
土地分類基本調査の実施					(政策	€企画課)655
山形県医療給付事業補助会					•	
山形県児童手当負担金交付					-	
歳入の徴収の事務の委託					,	
土地改良区の定款変更の記					•	
土地改良区の役員の退任の						
土地改良区の役員の就任の				-	同	) 同
土地改良区の役員の退任の				•		, , , -
土地改良区の役員の就任の				-	同	) 同
土地改良事業施行の適当の	D決定			(	同	)659
林業種苗法に基づく生産事	事業者の登録				(森	林 課)同
都市公園の区域の変更					•	
					-	·
		企業局	号 関 係			
		告	示			
県民ゴルフ場の開場時間						
県民ゴルフ場の利用料金						
		公	告			
特定非営利活動法人の設立	ケの韧証の由質	<b>基</b>		( <del>kd</del> ulu <u>s</u> /	) 全古 <u></u> 古金	<b>证据嗣</b> 建) 663
付た中台が石動な人の成立	ᄯᄼᆒᄱᄪᄱᄼᅲᇚᆒ	Ħ······	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	(Т) ШМ		11次突珠 )003
	=	 告				
	-		<u> </u>			
山形県告示第441号						
国土調査法(昭和26年法律第	€180号)に其	づく其太調杏	を次のとおり筆	≧施する		
平成18年4月21日	7100马力尼亚					
1 10 4 4 7 3 2 1 11			山形県知	事際	藤	弘
1 国土調査として指定された	-年日日		四//>示/山	<del></del>	邸	JΔ
平成18年3月31日	_ <b>-</b> 71µ					
2 調査を実施する者の名称						
山形県						
3 調査地域						
3 調量地域 測量法(昭和24年法律第18	88是)第27条	筆2項の担定に	ことの 国土赤	通大臣の刊/5	Fl.た5万公	) ) 1 抽形図の次の
別里法(昭和24年法律第10 図幅内の地域	」00 1 カ41 ホ5	カム炽いが作り	こみり、幽工文	四八正の191.	1016 2717	▗▗▗▗▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗
(1) 飯豊山(山形県の区均	まに限る ヽ					
(1) 敵意山(山形県の区域	-					

#### 山形県告示第442号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年 4 月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1424号)の一部を次のように改正する。 附則に次の1項を加える。

4 平成18年4月1日から同年6月30日までの間における別表第1第1項第2号の規定の適用については、同号中「児童手当法施行令第11条において準用する同令第1条」とあるのは、「児童手当法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第155号)による改正前の児童手当法施行令第11条において準用する同令第1条」とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県告示第443号

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年 4 月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程

山形県児童手当負担金交付規程(昭和50年1月県告示第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中

小 学 校 第 3 学年 修 了 前 特 例 給 付

附則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県告示第444号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次の者に委託した山形県立蔵王西部牧場の使用料の徴収事務の委託契約を平成18年3月31日に終了した。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名称 財団法人山形県畜産振興公社
- 2 住所 上山市小倉字大森山1,964番地

山形県告示第445号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良区の名称

村山東根土地改良区

2 事務所の所在地

村山市中央一丁目6番12号

3 認可年月日

平成18年4月14日

### 山形県告示第446号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、舟形町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別		氏	f	名	住	т		
理事	沼	澤	正	重	最上郡舟形町舟形1308番 1 地			
同	森		美	雄	同 富田389番地			
同	長	澤	光	芳	同 長沢6910番地			
同	斎	藤		勲	同 長者原816番地			
同	相	馬		衛	同 322番地			
同	伊	藤	秋	雄	同 舟形1852番地の11			
同	大	場	正	行	同 長沢1236番地			
同	井	上	政	勝	同 富田378番地 2			
同	叶	内	富	夫	同 長沢1195番地			
同	佐	藤		博	同 舟形2677番地91			
監事	沼	澤	政	光	同 舟形1365番地			
同	齋	藤	健	1	新庄市大字鳥越2862番地 2			
同	Щ	科	忠	昭	最上郡舟形町富田1102番地の1			

# 山形県告示第447号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、舟形町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	E	£	名		住	所
理事	斎	藤		勲	最上郡舟形町長者原816番地	
同	遠	藤	繁繁	雄	同 舟形2677番地の61	
同	伊	藤	秋	雄	同 1852番地の11	
同	豊	岡	勝	善	同 長者原276番地	

	ı			1	
同	叶	内	富	夫	同 長沢1195番地
同	沼	澤	正	重	同 舟形1308番 1 地
同	大	場	正	行	同 長沢1236番地
同	長	澤	光	芳	同 6910番地
同	森		美	雄	同 富田389番地
同	森			晃	同 338番地
監事	齊	藤	鉄	也	新庄市大字鳥越1613番地
同	沼	澤	政	光	最上郡舟形町舟形1365番地
同	Щ	科	忠	昭	同 富田1102番地の 1

### 山形県告示第448号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の次の役員が退任した旨の 届出があった。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏		名		住		所
理事	佐	藤	榮		酒田ī	市浜中乙119番地	
同	佐	藤	章	男	同	広岡新田498番地	
同	佐	藤	鉄	美	同	浜中乙90番地	
同	菅	原	康	曺	同	甲136番地	
同	冏	部	博	明	同	広岡新田480番地	
同	高	橋		豊	同	浜中丁499番地	

# 山形県告示第449号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏	名	住	所
理事	佐藤	榮 一	酒田市浜中乙119番地	

同	佐	藤	章	男	同	広岡新田498番地
同	佐	藤	鉄	美	同	浜中乙90番地
同	菅	原	康	喜	同	甲136番地
同	冏	部	博	明	同	広岡新田480番地
同	高	橋		豊	同	浜中丁499番地

# 山形県告示第450号

鶴岡市千安京田乙178番地 齋藤 久実 ほか19名から土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成18年3月31日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 土地改良事業計画書の写し(千安京田地区)
  - (2) 土地改良事業共同施行規約の写し
- 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成18年4月21日から同年5月23日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

# 山形県告示第451号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。 平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

	生産事業者							生產	事業の	内容	事	業	所	
登録	土	生 尹	業者			種	穂	苗	木	<del></del>	未	P/I	· 登録年月日	
番号	住	所	F	<del>.</del>	名		採	精	幼苗の	幼苗以外 の	名称	所有	 玍地	豆球牛月口
	1	***	2		н		取	選	の 育成	苗木育成	H-13-	171 TY		
269	尾花沢市	大字正	<b>۸</b>	+	文	雄					鈴木	尾花沢	市大字正	平成18年
209	厳510番地	<u>t</u>	並マ	鈴木		仏圧					苗畑	厳510番	地	4月14日
070	鶴岡市梳	代字西	澁	<b>%</b>	n71	п					澁谷	鶴岡市	<b>荒代字西</b>	
270	野830番地	<u>ե</u>	ル止	谷	昭	明					苗圃	野830番	地	同

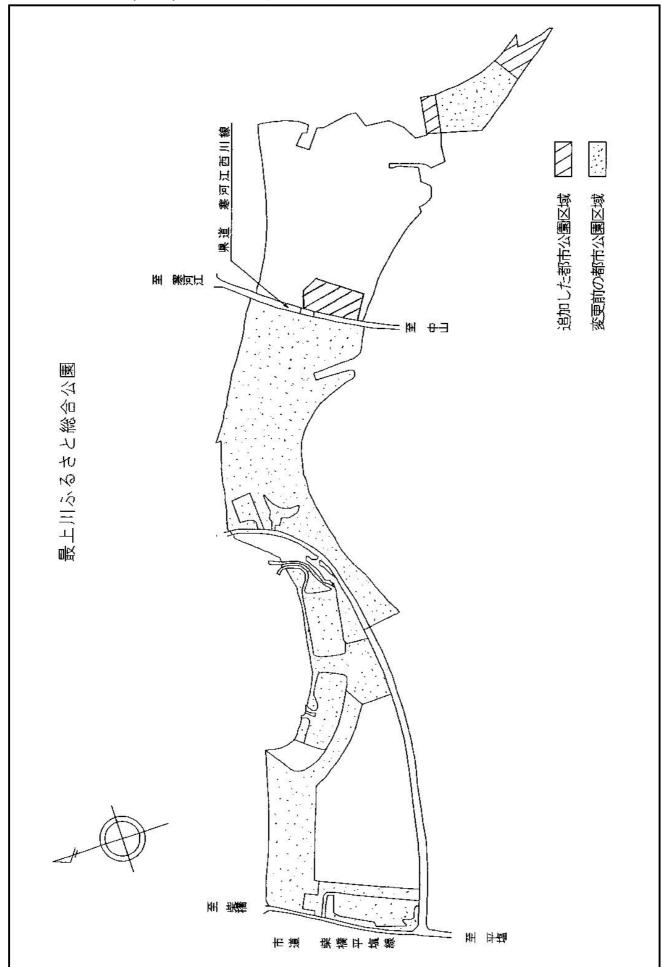
### 山形県告示第452号

山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第2条第2項の規定により定めた最上川ふるさと総合公園の 区域を次のように変更し、平成18年4月21日から供用を開始する。

なお、関係図面は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課において縦覧に供する。 平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

最上川ふるさと総合公園の区域 次の図のとおり



# 企業局関係

報

公

告 示

#### 山形県企業告示第5号

山形県ゴルフ場料金条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第65号)による改正後の県民ゴルフ場管理条例(平成10年3月県条例第35号)第7条第2項の規定により、県民ゴルフ場の開場時間を次のとおり承認した。 平成18年4月21日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

1 開場時間

午前8時から午後5時まで

2 適用期間

平成18年4月1日から平成23年1月31日まで

#### 山形県企業告示第6号

山形県ゴルフ場料金条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第65号)による改正後の県民ゴルフ場管理条例(平成10年3月県条例第35号)第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。 平成18年4月21日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

#### 1 利用料金

区	分	利 用 料 金	
コース利用料金	平日	1人9ホールまで	2,050円
(グリーンフィ)		1 人18ホールまで	4,100円
		1 人18ホールを超え 9 ホールまで	400円
	土曜日等	1人9ホールまで	3,900円
		1 人18ホールまで	7,800円
		1 人18ホールを超え 9 ホールまで	1,400円
乗用カート利用料金		1人9ホールまで	600円
(カートフィ)		1 人18ホールまで	1,200円
		1 人18ホールを超え 9 ホールまで	600円

### 備考

- 1 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- 2 次に掲げる者が利用する場合のコース利用料金の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額とする。
  - (1) 年齢65歳以上の者
  - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者
- 3 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース利用料金の額は、この表の額に100分の50を乗じて得た額とする。

弘

2 適用期間

平成18年4月1日から平成23年1月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤

1 申請のあった年月日

平成18年3月30日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称

特定非営利活動法人 エール・フォーユー

(2) 代表者の氏名

荒井 与志久

(3) 主たる事務所の所在地

山形市檀野前13番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く県民に対し、福祉・医療・保健の普及、啓発等に関する事業を行い、これらの質の向上を図ることにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

平成18年4月21日印刷 平成18年4月21日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)